

## 【テーマ】労働組合への便宜供与と支配介入

＜事件の概要＞ 会社にはA組合とB組合が併存している。A組合は、団体交渉において、会社に対して新たに組合事務所・掲示板の貸与を要求したが、会社は、組合専従問題の未解決等を理由に、これらの貸与を拒否した。一方で、会社は、B組合に対しては、組合事務所・掲示板を貸与している。

そこで、A組合は、会社がA組合を差別しB組合に比べて不利益な取扱いをすることは、A組合の運営に対する支配介入であり不当労働行為に当たるとして、その救済を申し立てた。

＜労委の判断＞ 企業内に2以上の組合が併存している場合に、その一方に組合事務所・掲示板を貸与しているときは、特別の事情のある場合を除き、両組合を合理的な範囲で平等に扱うことが相当であり、会社が、組合専従問題の解決等を貸与の前提条件として固執したことは、労組法第7条第3号の支配介入に当たると判断した。

### 【解説】

- 労組法第7条第3号は、使用者が労働組合の結成や運営に支配介入することや労働組合に対し経理上の援助を与えることを禁止しています。ただし、労働組合の自主性を失わせるおそれのない、労働時間内における有給での協議や交渉、福利厚生基金への補助、最小限の広さの事務所の供与（これらを「便宜供与」といいます）については、許しています。
- 便宜供与について、最高裁は、「本来、使用者との団体交渉等による合意に基づいて行われるべきものであり、使用者は労働組合に対し、当然に企業施設の一部を組合事務所等として貸与すべき義務を負うものではなく、貸与するかどうかは原則として使用者の自由に任され」としています（日産自動車事件・最高裁昭和62年5月8日判決）。
- しかし、同一企業内に複数組合が併存する場合、使用者が一方の組合には便宜供与し、他方の組合にはそれを行わないことについて、最高裁は、「使用者としては、すべての場面で各組合に対し中立的な態度を保持し、その団結権を平等に承認、尊重すべき」であり、「両組合に対する取扱いを異にする合理的な理由が存在しない限り、他方の組合の活動力を低下させその弱体化を図ろうとする意図を推認させるものとして」、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるとしています（上記事件・同判決）。
- また、慣行として定着している便宜供与を廃止する場合、廃止を必要とする合理的な理由のほか、廃止に当たり、労働組合の了解をとったり、適当な猶予期間を置くなど相当な配慮をする必要があります。会社がこのような配慮をすることなく、組合活動への対抗手段として便宜供与を廃止するなどした場合には、支配介入の不当労働行為が成立し、また不法行為に基づく損害賠償の対象となる場合があります（太陽自動車・北海道交通事件・東京地裁平成17年8月29日判決）。

### 【ポイント】

- 使用者が、労働組合に経費援助することは禁止されているが、労働組合の自主性を失わない便宜供与は、この禁止から除外されている。
- 便宜供与は、労働組合と使用者との合意に基づいて行われるべきものであり、使用者はそれを行う義務を負うものではない。
- 同一企業内に複数組合が併存する場合、使用者が一方の労働組合に与えた便宜供与を合理的な理由なしに他方の労働組合に与えないことは、他方の労働組合を弱体化させる行為として支配介入となることがある。